

佐世保工業高等専門学校における契約担当役等の補助者の指定及びその事務の範囲等を定める規則

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則、独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構における設備等の調達に係る仕様策定等に関する規則に基づき、佐世保工業高等専門学校における契約担当役、出納命令 役（それぞれ代理がおかれる場合にあってはこれを含む。以下「契約担当役等」という。）の 補助者となるべき者の職名を指定し、その職務と責任の範囲を明確にし、会計経理の適正化を 図ることを目的とする。

(契約担当役等の補助者及び事務の範囲)

第2条 契約担当役等の補助者とする者の職名及び事務の範囲は別表第1から別表第3に定めるところによる。

2 校長は、前項に規定する者のほか特に必要がある場合は、本校教職員のうちから適当な者を特別補助員に命じることができる。

(命免の手續)

第3条 前条第2項に規定する者の命免については、校長が別記様式第1号の特別補助員任命書により行うものとする。

2 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第41条第2項に規定する者の命免については、校長が別記様式第2号の特別検査員任命書により行うものとする。

3 独立行政法人国立高等専門学校機構における設備等の調達に係る仕様策定等に関する規則第12条第1項に規定する者の命免については、契約担当役が別記様式第3号の技術審査職員任命書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月5日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年9月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年3月4日から施行する。